

# Business News

第202号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、雇用関係助成金の1つで平成28年2月10日に改正された「キャリアアップ助成金」について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

## キャリアアップ助成金の改正（平成28年2月10日改正）

「キャリアアップ助成金」とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含みます。以下、「有期契約労働者等」）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をする制度です。平成28年2月10日に改正され、正規雇用労働者や「多様な正社員」（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）への転換等の支援が拡充されました。

### 1. 改正内容 ※（ ）内は中小企業以外の額

#### (1) 正規雇用等転換コース

有期契約労働者等を正規雇用または無期雇用に転換、もしくは（派遣労働者を派遣先で）直接雇用した場合

- |          |                           |                  |
|----------|---------------------------|------------------|
| a. 有期→正規 | 1人当たり <b>60万円(45万円)</b>   | [改正前 50万円(40万円)] |
| b. 有期→無期 | 1人当たり <b>30万円(22.5万円)</b> | [改正前 20万円(15万円)] |
| c. 無期→正規 | 1人当たり <b>30万円(22.5万円)</b> | [改正前 30万円(25万円)] |

#### (2) 多様な正社員コース

有期契約労働者等を「多様な正社員」に転換または（派遣労働者を派遣先で）直接雇用等した場合

- |                                  |                          |                  |
|----------------------------------|--------------------------|------------------|
| a. 有期→多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員） |                          |                  |
|                                  | 1人当たり <b>40万円(30万円)</b>  | [改正前 30万円(25万円)] |
| b. 無期→多様な正社員                     | 1人当たり <b>10万円(7.5万円)</b> | [改正前 30万円(25万円)] |
| c. 多様な正社員→正規                     | 1人当たり <b>20万円(15万円)</b>  | <b>【新規】</b>      |
- （「正規→短時間正社員」の転換についての助成の対象となった者を除く。）

※上記 a. b. で「勤務地・職務限定正社員制度」を新たに規定した場合

1事業所当たり **10万円(7.5万円)** 加算 **【加算措置に変更】**

#### (3) 人材育成コース

有期実習型訓練の終了後、対象者全員を正規雇用労働者等に転換した場合

<OFF-JT にかかる訓練時間数に応じた経費助成の上限額 ※実費を限度>

- |                  |                         |                  |
|------------------|-------------------------|------------------|
| ・100時間未満         | 1人当たり <b>15万円(10万円)</b> | [改正前 10万円(7万円)]  |
| ・100時間以上 200時間未満 | 1人当たり <b>30万円(20万円)</b> | [改正前 20万円(15万円)] |
| ・200時間以上         | 1人当たり <b>50万円(30万円)</b> | [改正前 30万円(20万円)] |

### 2. 注意点等

- 改正後の支給額が適用されるのは、(1) 正規雇用等転換コースおよび(2) 多様な正社員コースは転換等の日、(3) 人材育成コースは訓練計画届の提出の日が平成28年2月10日以降となる場合です。
- 改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合には、平成28年3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます（「大企業における無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換」、「無期雇用労働者から多様な正社員への転換」等）。
- (1) 正規雇用等転換コースおよび(2) 多様な正社員コースでは、対象者が派遣労働者の場合や母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合等に加算措置があります。
- キャリアアップ助成金の活用にあたっては、事前に「キャリアアップ計画」の提出が必要です。すでにキャリアアップ計画を提出している事業主が活用する場合は、事前に「キャリアアップ計画変更届」の提出が必要となる場合があります。

※その他詳細については、厚生労働省 HP「キャリアアップ助成金」をご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※上記の内容は平成28年2月10日現在のものです。内容が変更されることがあります。また、助成金の支給には一定の要件があります。最新の内容や詳細については、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご確認ください。

（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: [keiei\\_support@ms-ins.com](mailto:keiei_support@ms-ins.com)

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様に有益な情報を提供しています。

15-ニュース-242